

# 意見陳述 改訂版

2023年2月1日

原告代表 片岡明幸

原告を代表して意見を述べます。

4点に絞って意見を述べます。

## ●1 部落差別の実態から考えれば一部の都府県だけを差し止めるのは間違っている

まず第1点目は、「全国部落調査」は公表すること自体が差別を拡散助長するものであり、リストに出ているすべての都道府県を差し止めていただきたい。

一審判決は、私たちの出版差し止め請求に対して25の都府県のみを差し止め、6つの県は認めませんでした。また原告がいないために10の県も差し止めから外しました。しかし、部落差別の実態からみて、これはまったく間違っています。部落差別は「部落民」と呼ばれる私たちの仲間に向けられる忌避・排除の行為であって、差別する側は、ある県の部落民は差別するが、隣の県の部落民は差別しないというようなことはありません。したがって特定の県だけを差し止め、それ以外の県は差し止めないということは、部落差別の現実とまったくズレています。

今回、除外された地域のうち、千葉、静岡、愛知、石川、富山、福井、三重、岐阜、徳島、山口、佐賀、長崎の11の県から陳述書を提出しましたが、いずれの地域も被差別部落に対する差別が依然として残っており、「全国部落調査」が公表されることに強い不安と怖れを抱いている心情を切々と訴えています。したがってすべての地域を差し止めていただきたい。

## ●2 住所や本籍を置いているものだけにプライバシー侵害を認めるのは間違っている

2点目は、住所や本籍を置いているものだけにプライバシー侵害を認めるのは間違っていることです。

一審判決は、「全国部落調査」に住所や本籍を置いているものだけにプライバシーの侵害を認め、過去に住所・本籍を置いていたものや親族が住んでいるものを除外しました。しかし、部落差別の現実をみると、現に住所または本籍がなくても、「全国部落調査」の地名にかかわりを持つものが部落出身者と見なされて差別の対象になっています。だから“見なす材料”となる「全国部落調査」復刻版はすべてを差し止めるべきです。

例えば、私自身を例に挙げますと、私は兵庫県たつの市の被差別部落で生まれ育ちました。そこはリストに地名が掲載されていますが、現在はさいたま市北区に住んでおり、そこはリストには掲載されていません。しかし、私が被差別部落

出身者でなくなったわけではありません。今も被差別部落出身者として差別の対象になっています。事実、今も私の自宅には、毎月「お前は部落民だ」として侮辱するひどい文章が郵送されてきています。現に住所または本籍がなくても、部落出身者と見なされて差別の対象になるのです。

### ● 3 回収して焼却処分にされた差別図書

3点目は、そもそも一審被告が出版しようとした「全国部落調査」復刻版は、法務省が差別を助長拡散する差別図書として摘発し、回収したうえで焼却処分にした文字通り差別図書だということを認識して欲しいと思います。

1975年、法務省は「部落地名総鑑」を差別図書として摘発しましたが、一審被告が公表しようとしている復刻版は、この「部落地名総鑑」と同じ内容の図書です。一審被告自身、「全国部落調査」復刻版の表紙にわざわざ「部落地名総鑑の原典」と銘打ってそれを売り物にしています。当時、法務省は「部落地名総鑑」は差別を助長する図書として購入者を調査し、図書を回収したうえで焼却処分しましたが、一審被告は法務省が焼却処分したものを復刻して販売しようとしているのです。

### ● 4 説示違反などの悪質性

最後は、被告らの悪質性です。

この裁判が始まる前の2016年2月に、東京法務局が被告を呼び出して「説示」をおこないました。東京法務局は「インターネット掲載は、差別を助長し、又は誘発する」と述べ、「直ちに中止しなさい」と「説示」をおこないましたが、被告らはまったく無視しました。

2018年12月に法務省が「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示の立件及び処理について」という依命通知を出しましたが、被告らはこの通知もまったく無視して、挑戦的な態度を続けています。

昨年、東京地裁は、「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。」という判決を出しましたが、一審被告は、その後も全国各地の被差別部落に潜入して、「部落探訪」と名付けて動画を流し続けました。これに対して昨年11月、グーグル社が「ヘイトスピーチに関するポリシーに違反する」として、一審被告のユーチューブの動画200本余りを削除しましたが、一審被告は動画以外の写真や文字を残し、その後、新たに別の動画配信サイトに被差別部落の動画をアップしています。

このように一審被告の行動は極めて悪質であり、部落差別の確信犯というべきです。東京高裁に置かれては一日も早くこの行為を確実に止めさせるような判断をおこないますよう要請致します。

## 意見陳述

東京高等裁判所第16民事部

2023年2月1日

一審原告代理人弁護士 山本志都

代理人からは、裁判所に、部落差別の実相をみて判断をしていただきたいことを訴えます。

一審個人原告らは大きな覚悟をもって本件訴訟に立ち上がりました。

被差別部落の所在地に関する情報や、全国の部落の住宅や施設、墓碑などの画像を、ネット上に意図的に拡散し続けてきた一審被告らを相手にして、訴訟を提起すること、このことは、訴訟の当事者となる原告やその家族に、たいへん大きなリスクをもたらすものでした。実際に、「解放同盟人物一覧」は、訴状が一審被告らに送達された後、それに基づくとしか考えられない新しい情報が大量に書き加えられています。

私たちは、公証役場に、準備した戸籍や住民票、時には地名の変遷に関する資料を持ち込み、公証人に一人ひとりの本件地名一覧の記載との関係を確認してもらい、公証文言を作成するという方法をとりました。訴訟の性質上、そういう方法をとらざるをえませんでした。

提訴は第4次までにわたり、全国各地から249名の個人が原告となりました。

しかし、その背後には、一審被告らの行為によって損害を受け、現実的な不安をかかえることになった、数え切れないほど多くの被害者が存在します。被差別部落出身であることを公にすることなく生きてきた人たちが一審被告らの行為によ

って味わうことになった恐怖や不安は非常に大きなものでしたが、彼らは、自ら訴訟の当事者になることができず、裁判所に救済を求められません。

一審原告たちは、「差別図書やネット上での情報のばらまきが許され、誰でもそれにアクセスできるような世の中では安心して暮らせない。自分も、子どもや孫も、差別されずに生きていくことができない」と訴えています。これは、自分だけを救済してほしいと求めているではありません。原告になったものだけではなく、同時代に生きる者、将来を生きる者に対する、属性に基づく差別をなくせ、と訴えているのです。人の尊厳を根底から損なうのが「差別」ですが、高裁はその差別の実相に迫った判断をしていただきたいと思います。

部落の地名リストはそれ自体が差別を助長する材料であり、そのためだけにしか使えない「道具」でしかありません。そのようなものが、書籍で、インターネット上の記載で、広く流通することがゆるされるのか、そのことが問われているのに、原審は、あくまでも原告の権利侵害を「個人の情報」という観点からだけとらえようとしました。「被差別部落出身であることは人に知られたくない情報である」というところに切り縮め、本件をプライバシー権の侵害とだけみる判断をしたことに、原審の根本的な誤りがあると、私たちは考えています。

様々な困難を乗り越え、声をあげることを選択した一審原告たちの、司法に対する信頼を裏切らないでください。この事件の高裁判断は、被差別部落出身者がネット情報におびえずに生きていくことができるのか、という課題の試金石となります。また、差別を助長する作用を持つ行為を確信犯的に行う者の行為に対する司法判断として、他の差別を争う事件にも大きな影響を与えることとなります。

裁判所には、その影響の大きさに鑑み、一審原告らが訴えてきた「差別されない権利」あるいは「差別されずに平穏に生きる権利」について正面から判断することを求めます。

以上